

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

本市は、秋田県の東部中央に位置し、岩手県と隣接している地域である。

市のほぼ中央に、水深が日本一の田沢湖があり、東に秋田駒ヶ岳、北に八幡平、南は仙北平野へと開けている。地域の約8割が森林地帯で、奥羽山脈から流れる河川は仙北地域の水源となっている。

気候は、冬季には全地域で平均気温が氷点下の厳しい寒さであるが、地域の南北は標高差があるため、気温、降水量ともに大きな差がある。

総面積は、1,093.56㎢で、秋田県全体の9.4%を占めている。

仙北市東部の田沢湖地区の年平均気温は9.7℃、最高気温の極値は36.5℃、最低気温の極値は-17.6℃であり、年降水量の平均値は2180.4mm、平均風速は1.7m/sである。

南部の角館地区の年平均気温は10.7℃、最高気温の極値は37.8℃、最低気温の極値は-16.7℃であり、年降水量の平均値は2158.4mm、平均風速は1.1m/sである。

また、月最深積雪の極値は169cmとなっている。

北部は、降水量が多く、桧木内の年降水量の平均値は2469.7mmである。



②想定される災害リスク

【火山】

秋田駒ヶ岳について、気象庁では、男女岳がある「北部カルデラ」とその南側に接して女岳等がある「南部カルデラ」の2つのカルデラのいずれかからの噴火を想定している。

2003年（平成15年）に国土交通省などが作成した「秋田駒ヶ岳火山防災マップ」に示されたとおり、最大規模の噴火が発生したと仮定した場合、乳頭温泉郷、田沢湖高原・水沢温泉郷、高野・小先達・先達・造道・上中生保内・下中生保内・石神・春山の各集落に火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流のいずれかの影響を受けるほか、岩手県側の国見温泉や雫石町橋場集落等も融雪型火山泥流の影響を受けるものとされている。

なお、噴石については、居住区域に被害を与える可能性は低いものと思われるほか、降灰の影響範囲も年間でもっとも多い風向の場合は、そのほとんどが東の岩手県側に及ぶものと予想されている。

気象庁は、秋田焼山についても「噴火警戒レベル」を2013年（平成25年）に導入するとともに、秋田県が作成した「秋田焼山火山防災マップ」によれば、秋田焼山については、熱せられた地下水等が水蒸気となって爆発し、火山ガスが噴石や火山灰とともに噴き出す「水蒸気噴火」の可能性が高いとされている。

また、可能性は低いですが、積雪時に溶岩流や火砕流を伴った噴火をした場合に融雪型火山泥流の発生も指摘されている。

山頂から東に鹿角市の後生掛温泉、西に玉川温泉・新玉川温泉等の温泉が半径約3kmの距離にあり、噴火時の影響を受ける可能性が高いと予想される。



< 影響を受ける地域の世帯数・居住人口 >

※令和6年仙北市民生活課調べ

山別区分	行政区	世帯数	人口
秋田駒ヶ岳（火山からの距離4～9km）	高原	61世帯	89名
	高野	106世帯	222名
	造道	59世帯	122名
	石神	61世帯	161名
	上中生保内	61世帯	152名
	下中生保内	91世帯	182名
	先達	47世帯	99名
	春山	26世帯	46名
秋田焼山（〃3km）	玉川	1世帯	1名

【地震】

県は、平成23年度に行われた秋田県地震被害想定調査検討委員会における意見を反映し、従来想定していた地震被害想定を大幅に見直している。

特に東日本大震災の経験を踏まえ、地震被害の規模拡大や鳥取西部地震(平成12年10月)、新潟県中越沖地震(平成19年7月)及び岩手・宮城内陸地震(平成20年6月)などの実例から、地表に地震断層が表れていない地震の想定についても追加されている。

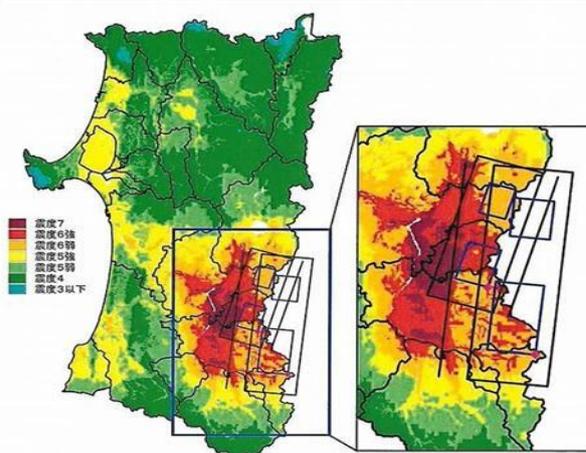
また、東日本大震災以降、秋田県でも局所的に強い揺れを伴う震源の浅い地震活動の活発化がみられたことや東北地方太平洋沖地震(平成23年3月)のような連動地震についても考慮され、計画に追加されている。

市は、それら県の追加・修正事項を踏まえて市にもっとも大きな地震被害をもたらすことが想定されている横手盆地・真昼山地連動地震に焦点を絞り、市の地域防災計画を修正する。

震源地に近い角館地域は震度7から震度6強、西木地域は震度6強、田沢湖地域は震度6弱の地震動が想定され、市全体に大きな被害が予想されている。

冬の深夜(午前2時)を想定した場合、陸羽地震の被害をはるかに超える約6,200棟以上の建物が全壊するとともに、多くの人的被害及びライフライン被害が発生すると見積もられている。

「横手盆地 真昼山地」地震により想定される被害状況 マグニチュード8.1 想定



○出典：秋田県地震被害想定調査報告書(平成25年8月)

<想定地震による被害：木造と非木造の合算>

項目		仙北市
マグニチュード		8.1
最大震度		7
建物被害	全壊棟数(棟)	6,238
	半壊棟数(棟)	6,059
	焼失棟数(棟)	102
人的被害	死者数(人)	427
	負傷者数(人)	1,749
避難者数	4日後(人)	10,616
ライフライン被害	上下水道施設(断水人口)	15,004
	下水道施設(支障人口)	1,473
	LPガス(支障人口)	2,848
	電力施設(停電世帯数:午前2時)	8,912
	通信施設(不通回線数)	1,543

【土砂】

本市の土石流危険箇所はランクⅠが127箇所（田沢湖64、角館21、西木42）ランクⅡが160箇所（田沢湖51、角館27、西木82）、ランクⅢが4箇所（田沢湖2、角館2）、ランクⅣが田沢湖地区に43箇所指定されている。

現在まで土石流による大きな災害は、昭和35年8月3日の集中豪雨により、田沢湖生保内地区で大規模な土石流が発生し、死者14名、行方不明1名、流出家屋22棟、半壊家屋6棟、流出・埋設耕地14haという大惨事が発生している。

また、平成25年8月9日の局地的集中豪雨により、田沢湖先達供養佛地区で大規模な土石流が発生し死者6名、負傷者2名、住宅6棟、非住家11棟が全半壊する大惨事が発生している。

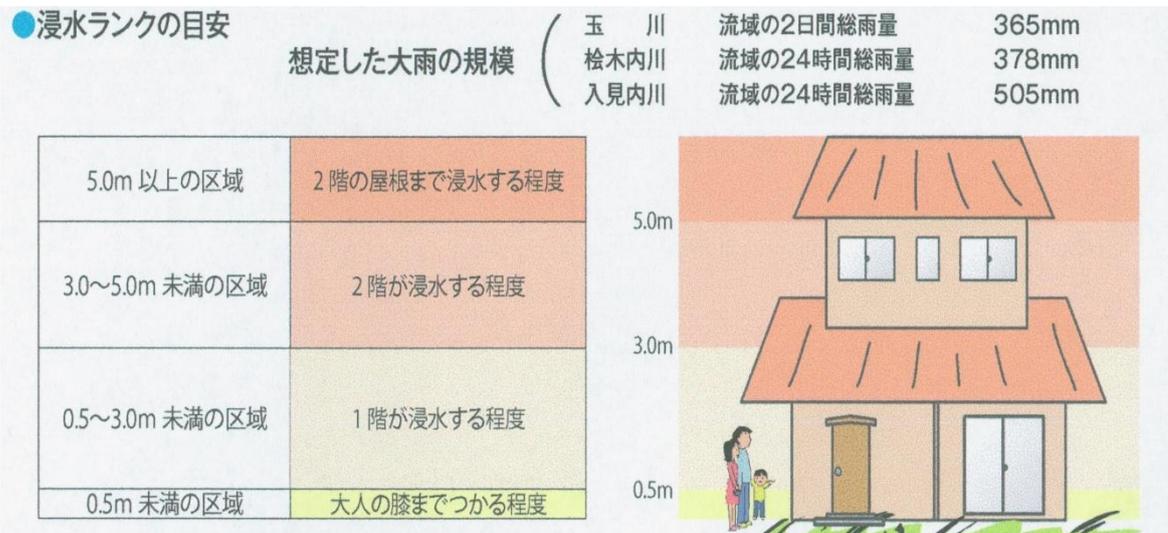
【洪水】

本市は、玉川や桧木内川などの河川が流れる自然豊かな地域であり、梅雨時期や台風シーズンには集中豪雨による河川の増水や氾濫のリスクが高まる。特に近年は気候変動の影響により、短時間に大量の雨が降る「線状降水帯」などの異常気象が発生しやすくなっており、洪水による浸水被害や交通網の寸断が懸念される。

実際に、2025年8月には記録的な豪雨により桧木内川が氾濫し、市内では床上浸水や道路の冠水、土砂流入が発生し、地域の交通や生活基盤に大きな影響を及ぼした。

洪水の発生時には、事業所の建物や設備への浸水被害、従業員の通勤困難、物流の停滞など、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、停電や通信障害が発生することで、業務の継続が困難となるリスクも想定される。



【感染症】

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた従来のインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新たなウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

また、未知の感染症の中には、新型インフルエンザと同様に感染力が強く、社会的影響が大きい新感染症が発生する可能性もある。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体の特性、宿主側の要因、社会環境など多くの要素に左右され、病原性も高いものから低いものまで様々である。

発生時期を含め、事前に正確な予測を行うことは困難である。

【獣害】

本市は、山林や自然環境に囲まれた地域であり、ツキノワグマやイノシシなどの野生動物が頻繁に出没する。これらの野生動物による獣害は、従業員の安全確保や施設・設備への被害、農作物や資材の損失など、事業活動に影響を及ぼすリスクとなっている。

特に春から秋にかけては熊の活動が活発化し、通勤経路や事業所周辺での人身被害や目撃情報も報告されている。

また、獣害による農作物の食害や敷地内への侵入も確認されており、事業継続における障害となり得る。

このため、獣害を自然災害等と同様に重要なリスクとして位置づけ、従業員の安全確保と事業資産の保護を目的とした対策を講じる必要がある。

(2) 商工業者の状況（商工会経営支援システム：令和7年9月30日現在）

①業種別商工業者数

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
製造業	121	102	市内各地に点在している。
建設業	280	270	市内各地に点在している。
卸・小売業	288	244	角館地区を中心に立地している。
サービス業	497	458	市内各地に点在している。
その他	109	96	市内各地に点在している。
合計	1,295	1,170	

②地区別商工業者数

規模	田沢湖	角館	西木	合計
商工業者	410	716	169	1,295
小規模事業者	364	645	161	1,170

(3) これまでの取組

①仙北市の取組

- ・仙北市国土強靱化地域計画（令和5年9月更新）
- ・仙北市地域防災計画（令和7年5月修正）
 - 一般災害対策編
 - 震災対策編
 - 火山災害対策編

②仙北市商工会の取組

- ・仙北市商工会の業務継続計画の作成（令和5年1月）
- ・事業者BCPに関する国・県・市等の施策の周知
- ・事業者BCP策定個別講習会の開催
- ・事業者BCP策定支援
- ・損害保険への加入促進

II 課題

本市における小規模事業者の防災・免災・免疫対策への支援における課題は次のとおりである。

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

小規模事業者は防災意識を有しているものの、経営資源（人・物・金・情報）や策定する時間が不足しているため、防災・減災対策への取り組みが後回しとなり、災害発生時には被害の拡大が懸念される。

(2) 策定した計画の運用

前回の本計画を基にBCPを策定した事業者は一定数存在するものの、策定にとどまり、実際に運用できている企業は少ない。BCPは実用されなければ策定の意義を持たず、運用を支援する取り組みが必要である。

(3) 応急対策に関する市と商工会との連携体制が整っていない

現状では、本会と本市がそれぞれの業務継続計画に基づき、事前対策や応急対策を実施する体制となっているものの、相互の連携・協力については具体的な仕組みが構築されていない。

(4) 支援力向上

平時および緊急時の対応を推進するためのノウハウが十分ではなく、支援力の向上が不可欠である。そのため、保険代理店等との連携や、支援者を対象とした研修会の実施などの対策が求められる。

III 目標

仙北市地域防災計画に基づき、予測が困難な地震災害に備え、中小企業等に対する事前の防災対策および災害発生後の迅速な復旧支援について、本会と本市が連携して取り組むこととする。

特に管内の小規模事業者に対しては、「大規模自然災害による経済活動の機能不全回避」を目標に、事業継続力の強化を図るため、次の取り組みを実施する。

(1) 地区内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクへの認識を促し、事前対策の重要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携により個別支援体制を構築し、小規模事業者に対するBCP策定支援強化を図る。

(2) 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に機能させるため、本会と本市の間で被害情報の報告ルートを構築する。

(3) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後に速やかな応急対策および復興支援策を実施できるよう、平時から組織内の体制および関係機関との連携体制を構築する。

(4) インフルエンザ等を含むウイルス感染症対策・施策の周知並びに支援

感染症対策において、地区内の小規模事業者に対し、予防接種の推奨や手洗いの徹底を促すとともに、体調不良者を出社させないルールを策定する。

また、感染拡大に備えてマスクや消毒液などの衛生用品を備蓄し、さらにリスクファイナンス対策として共済および保険の必要性について周知を図る。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会と本市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

多発する自然災害、事故、疫病など、日々変化する多様な経営リスクから事業者を守り、事業の継続を支援するために、本事業計画では本会と本市の役割を明確化する。これにより、発災時においても混乱なく応急対策等に迅速かつ的確に取り組める体制を構築する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・商工会職員による巡回を通じて、仙北市地域防災計画や防災マップ等を活用し、各事業所における自然災害リスクの周知を図る。併せて、災害補償に関する共済および保険制度を活用した、災害時の影響を軽減するための取り組みや対策について説明を行う。
- ・広報誌「仙北市商工会会報」や商工会ホームページ等を活用し、国・県・市等の施策の紹介、リスク対策の重要性、共済および保険制度の概要、ならびに事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易計画を含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練の実施に向けた指導および助言を行う。
- ・事業継続に関する取り組みについて専門家を招へいし、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーを開催するとともに、行政施策や損害保険制度等の紹介を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつ・どこで発生してもおかしくない状況であり、感染状況も日々変化していることから、事業者に対しては、常に最新かつ正確な情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応するよう周知する。併せて、今後の感染症対策に資する支援策等の情報提供も行うものとする。

②仙北市商工会の事業継続力強化計画の作成

- ・本会は、令和5年1月に業務継続計画を策定済である。

③関係団体との連携

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するサイト「ちょこゼミ」の活用方法について周知を行い、事業者BCPの実現性向上を図るものとする。
- ・専門家派遣制度の活用により、事業者BCPの実現性向上を図るものとする。
- ・関係機関との共催によるセミナー等を開催する。
- ・感染症に関しては、リスクファイナンス対策として、生命保険・傷害保険・感染症特約付き休業補償等の各種保険の紹介を行う。

④フォローアップ

- ・小規模事業者における事業者BCP等の取組状況について、その進捗を把握する。
- ・本会と本市が連携し、「仙北市事業継続力強化支援協議会（仮称）」を構成し、取組状況の確認や課題の整理、必要な支援策について協議を行う。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・マグニチュード8.1の地震が発生したと仮定し、本会、本市、秋田県商工会連合会との連絡ルートの確認等を行うものとする。

2) 発生後の対応

発災時には人命救助を最優先としつつ、以下の手順により地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定や関係機関への連絡等の対策を速やかに実施するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の発生時には、職員の体調確認、手洗い・うがいの徹底、事務所の消毒等、衛生管理の徹底を図る。さらに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府より「緊急事態宣言」が発令された場合には、本市の対策本部設置に準じて、本会においても感染症対策を講じるものとする。

①安否確認の対象と目標時間

- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を本会と本市で共有する。

団体名	安否確認の対象と目標時間
仙北市 農林商工部商工課	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
仙北市商工会	○職員：発災後1時間以内に携帯電話にて確認 ○三役：3時間以内に携帯電話にて確認 ○役員：1日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

②安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告先
	第1順位	第2順位	
仙北市 農林商工部商工課	課長	課長補佐	仙北市災害対策本部等
仙北市商工会	事務局長	副事務局長	秋田県商工会連合会

③被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

- ・安否確認および大まかな被害状況等を把握・共有した時点で、本市（商工課長）と本会（事務局長）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定するものとする。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認が出来ない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の1%程度で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害がない	○目立った被害の情報がない	特に行わない

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

④仙北市と商工会における被害情報等の共有間隔

期間	情報を共有する間隔
発災直後	速やかに情報を共有する
発災後から1週間以内	1日に1回以上共有する
2週間以内	2日に1回以上共有する
1カ月以内	新たな事象が判明した時点で共有する
1カ月超	適宜共有する

3) 発災時における指揮命令系統・連絡体制

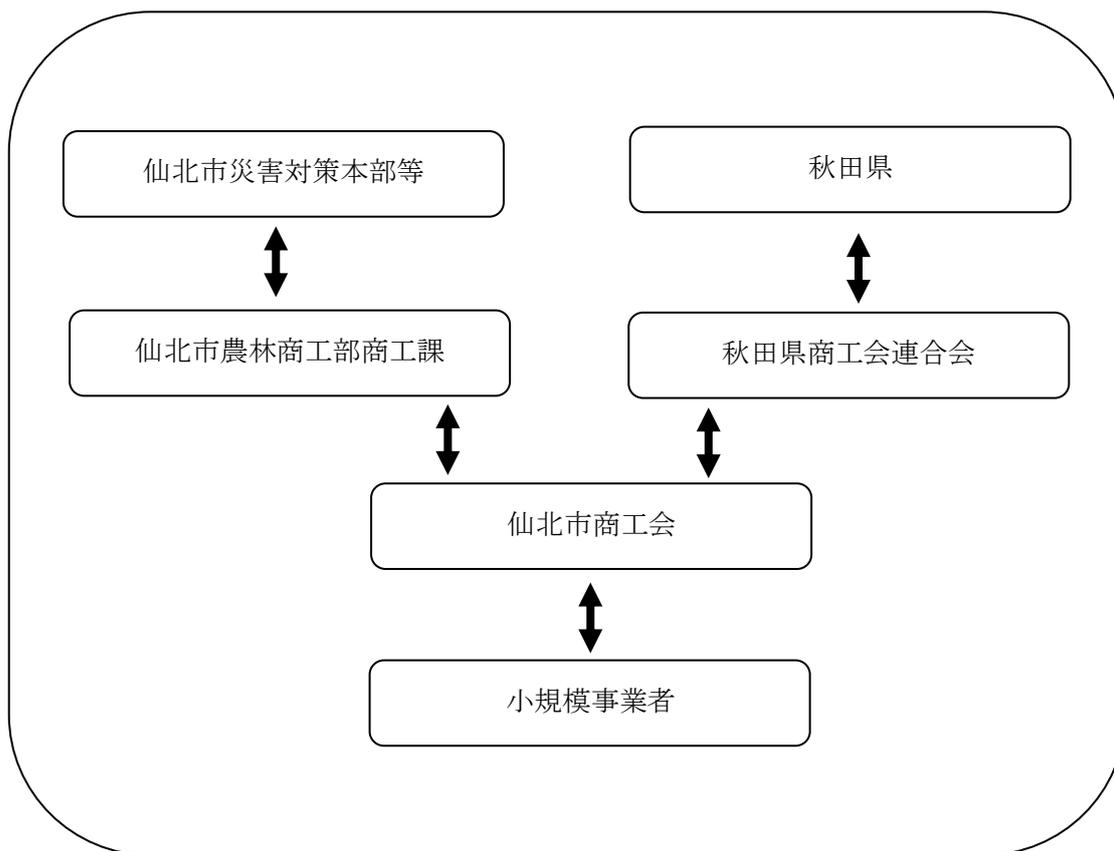
発災時には、地区内事業者の被害状況の報告および指揮命令の体制を構築し、二次被害の防止を目的とした被災地域での活動方針を決定する。

また、本会と本市が共有した情報については、秋田県および秋田県商工会連合会が指定する方法により報告を行うことを、あらかじめ確認しておくものとする。

感染症の流行時には、国、県および市からの情報および方針に基づき、本会と本市が共有した情報を、秋田県の指定する方法により、本商工会または仙北市から秋田県へ報告する。

なお、連絡体制図は以下のとおりである。

・指揮命令・連絡体制図



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、本市と協議を行う。
- ・安全性が確保された場所に相談窓口を設置する。
- ・地区内の小規模事業者等における被害状況の詳細を確認する。

段階	時間経過	被害調査の内容	確認方法
1	発生直後～ 2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にEメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後～ 7日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災3日後～ 14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

- ・応急時に有効な被災事業者向け施策（国・県・市等の施策）について、地区内の小規模事業者等へ周知を図る。
- ・本会は、国・県・市から相談窓口設置に関する特別な要請を受けた場合には、これに従うものとする。
- ・感染症の拡大により事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援を実施するため、相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

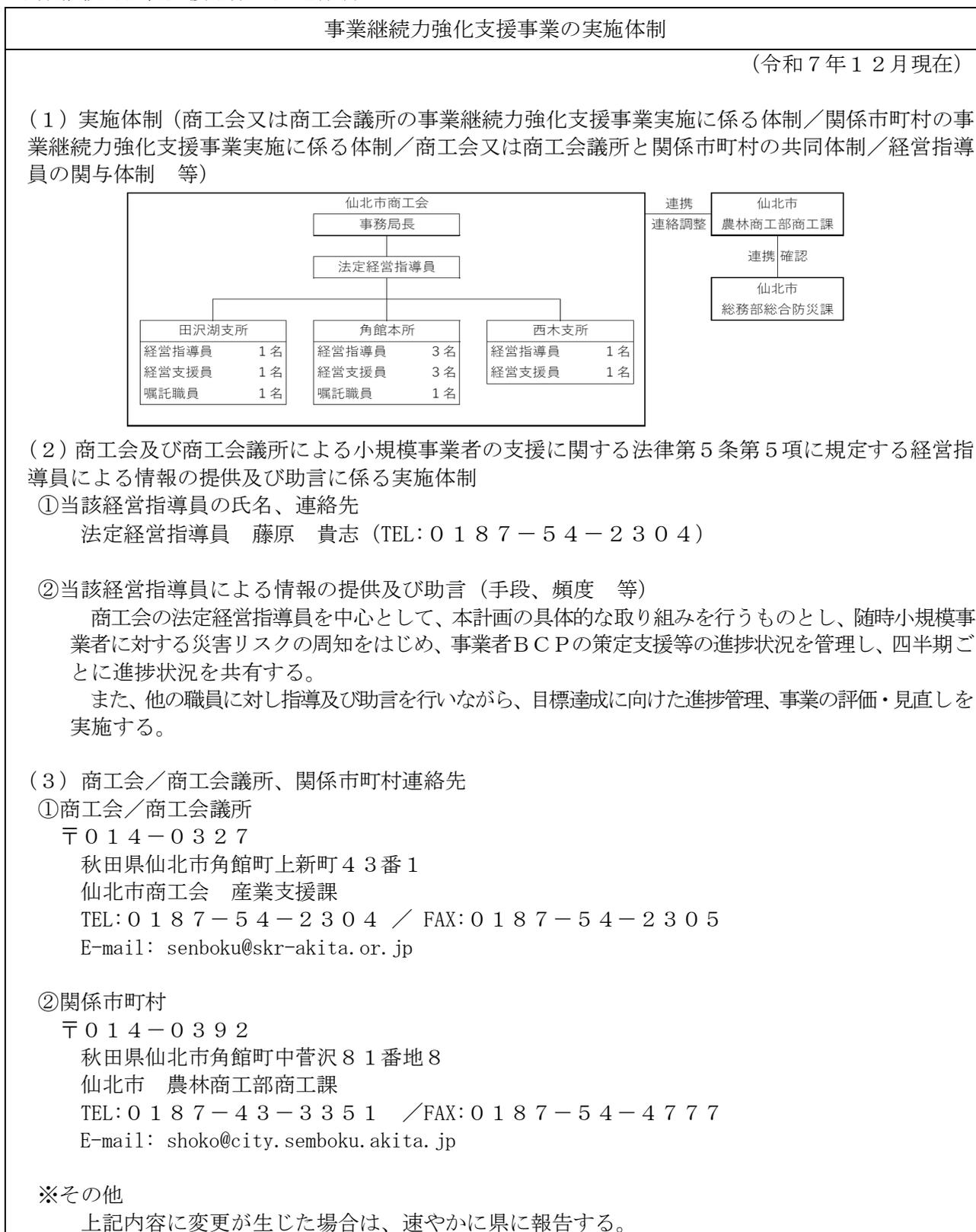
- ・秋田県および本市の方針に従い、復旧・復興支援の方針を定め、被災した小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員のみでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等について秋田県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	440	440	440	440	440
1. BCP策定 セミナー開催費・講師謝金・旅費・広告料	110	110	110	110	110
2. 個社支援・ 専門家派遣費・専門家謝金・旅費	250	250	250	250	250
3. 広報費・チラシ作成費、送料	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金(国、県、市)、各種手数料

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

